

日本赤十字看護大学人権・倫理問題相談員細則

(目的)

第1条 この細則は、日本赤十字看護大学における人権侵害及び倫理問題の防止と解決等を円滑かつ適正に行うため、日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程第2条第2項、第3項及び第6項に基づき、人権・倫理問題相談員（以下「相談員」という。）について定める。

(相談員)

第2条 相談員は、学長が任命する次の者をもってあてる。委員の配置にあたっては、各学部と研究科組織の教職員を含めることとし、原則として相談員数について次によることとする。

- (1) 教員10名（男女同数とする。）
- (2) 事務職員若干名（男女同数とする。）
- (3) 学外者2名（男女同数とする。）

(任期)

第3条 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 相談員に欠員が生じ、新たに相談員を補充する場合の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談員の氏名、所属、連絡用電話、ファクシミリ及び電子メールアドレスなどを、学内の掲示板に公示する。

4 相談員は、人権・倫理委員会（以下「委員会」という。）、人権・倫理問題調停委員会（以下「調停委員会」という。）及び人権・倫理問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員を兼務してはならない。

(相談の受付)

第4条 相談員への相談は、面談のほか郵送、電話又は電子メールのいずれによっても受け付けることができる。

2 虚偽の相談等があった場合は、相談員はその旨を委員会に報告しなければならない。

(任務)

第5条 相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 人権侵害及び倫理問題に関する相談。ただし、相談は面談によるものとする。
- (2) 調停委員会又は調査委員会に関する苦情申立手続の教示

2 相談員は、人権侵害及び倫理問題について相談があった事実、当事者の意向等について、委員会に報告しなければならない。

3 相談員は、事態が重大で救済、制裁及び環境改善のための措置が必要であると認めた場合は、ただちに委員会にその旨を報告しなければならない。

(遵守事項)

第6条 相談員は、その任務の遂行にあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (2) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意すること。
- (3) 当事者に対する救済や対応策を講じるにあたって、人権侵害や倫理問題にあたるような言動を行ってはならないこと。
- (4) 職務上知り得た当事者及び関係者にかかる事項を他に漏らしてはならない。退任後においても同様とする。
- (5) 相談員は相談者の信頼を損なう対応をとってはならない。
- (6) 相談員は職務上疑義が生じた場合は、委員会に報告、相談することができる。

(事務)

第7条 この細則を実施するための事務は、事務局において行う。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から施行する。